

再生可能エネルギー地域共生促進税広報業務仕様書

1 委託業務の名称

再生可能エネルギー地域共生促進税広報業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月1日（月）まで

3 委託業務の目的・趣旨

本県では、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた、再生可能エネルギー地域共生促進税条例（以下「本条例」という。）を令和6年4月1日から施行している。

本業務は、本条例の趣旨、制度及び再生可能エネルギーの導入に当たり必要不可欠な「地域との共生」等について理解を深めてもらうため、広く県内外の事業者等に向けて、メディアを活用した広報を行い、本条例の確実な運用を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

各種メディアへの掲載による効果的な情報発信

本条例の趣旨及び制度等について、新聞、業界誌、経済誌、ウェブサイト等の各種メディアへの記事又は広告等の掲載により、広報効果が最大となるよう、効果的な情報発信を行うこと。

- （1）広報対象者は、県内外の再生可能エネルギー発電事業者（国内で、現在事業を行っている事業者、新たな事業を計画中又は今後計画する可能性のある事業者）をはじめ、事業の企画から運営に関わる様々な事業関係者とする。
- （2）広報効果が最大となるよう、掲載するメディア及び掲載形態・方法等を選定すること。なお、掲載するメディアは3つ以上とし、県ホームページ及び県が運用する SNS 等は含めないものとする。
- （3）本業務で掲載した記事又は広告等を発注者が二次的に利用（記事又は広告等を抜粋して発注者が発行する資料に掲載する等）する場合の制限若しくは条件等について明確にすること。
- （4）掲載に向けた申し込み、各種調整等を実施すること。
- （5）記事及び広告等の製作、管理、編集等を行うこと。ただし、掲載するメディアが実施する場合を除く。
- （6）掲載するメディアから発注者への取材が必要な場合は、発注者が対応する。
- （7）掲載に関する一切の経費は受注者の負担とする。
- （8）掲載したメディア毎に、発行部数、プレビュー数、クリック数等の情報発信結果をとりまとめ、効果の検証・分析を行うこと。

5 成果物

次の成果物を発注者に納品すること。（納品場所：宮城県環境生活部環境生活総務課）

成果物	提出媒体	提出部数	提出期限
業務完了報告書※1	紙	1部	委託期間満了日
	電子データ※2	1式	
記事等を掲載したメディア媒体	紙（印刷物の場合）	1部	掲載後1週間以内
	電子データ（WEBサイトのURL等）※2	1式	

※1 業務全体の実施概要、経過、実績、効果等について記載すること。

※2 電子データを納品する成果物は、電子メール又は別途発注者が指定するデータ送信サービスを活用して提出すること。

6 その他

- （1）受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。
- （2）受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- （3）受注者は、契約締結後、企画内容について発注者と十分に協議し、速やかに事業に着手すること。また、委託業務の進行状況について、随時発注者に報告し、必要に応じて随時打合せを行うこと。
- （4）企画内容等については発注者と受注者で協議の上、決定するものとし、原稿等の編集が終了した段階において、発注者に原稿等を提出し、内容の確認及び了解を得ること。この場合において、発注者は、受注者に対し、原稿等の修正を求めることができるものとする。
- （5）原稿等については、メディア媒体への掲載に先立ち、デザイン校正を2回以上、紙媒体で発行するものについては印刷校正を1回行うものとする。ただし、掲載先となるメディア媒体の都合により、やむを得ない場合については、受注者は、発注者と協議することにより、校正を省略又は他の方法により実施することができるものとする。
- （6）受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- （7）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議すること。